

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和6年4月5日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

(1) 業務名

防災情報発信高度化事業災害対策本部図上訓練等企画・運営等支援業務

(2) 業務内容

防災情報発信高度化事業災害対策本部図上訓練等企画・運営等支援業務仕様書（以下「仕様書」）に示す訓練が効果的かつ円滑に実施できる内容を提案するとともに、令和7年度以降も県・市町村が継続的に訓練を実施しうる内容で提案すること。

また、訓練の実施準備や運営支援、評価支援など、訓練実施に関すること。

詳細は、仕様書による。

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務委託予定者を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は「防災情報発信高度化事業災害対策本部図上訓練等企画・運営等支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 22 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

る者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 県と円滑に連絡調整できるよう体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 手続等

(1) 事務局

福島県危機管理部災害対策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（北庁舎3階）

電話 024(521)7194 F A X 024(521)7920

メールアドレス saigai@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を「福島県危機管理課ホームページ危機管理部入札情報」により配布する。配布期間は令和6年4月5日から令和6年4月17日まで。

ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）ができない場合は、下記のとおりとし、4（1）に電話にて申込みをすること。

ア 配布期間

令和6年4月5日から令和6年4月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。（郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内の消印のあるものについて配布する。）

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア) 手交を希望する場合は、電子データ保存用の未使用のCD-Rを4（1）の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。

(イ) 郵送による配布を希望する場合は、表に「防災情報発信高度化事業災害対策本部図上訓練等企画・運営等支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のC

D-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒に返送に必要な金額の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4（1）へ郵送すること。CD-Rに複製し返送する。

（3）企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和6年4月24日17時までに、4（1）の場所に6部（正本1部、副本5部）を持参又は郵送すること。

郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

5 その他

（1）契約保証金

契約相手となった者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（2）契約書作成の要否

要

（3）詳細は募集要領による。